

(環境省による配付資料の説明)

環境省：まず、2年4ヶ月にわたる不自由な避難生活を未だ強いられている町民の皆様に対しまして、お詫びとお見舞いを申し上げます。

本日は、中間貯蔵施設に係る現地調査の内容について御説明申し上げます。本日の説明会の場に限らず、ありとあらゆる機会を通じて、地元の皆様に丁寧に説明させていただき、まずは、調査について御理解と御協力をいただきたいと考えております。調査は、あくまでも施設の設置とは別の段階であると考えております。まずは、施設ができるのか、できないのか、できるとしたらどのような姿になるのか、どの範囲まで施設ができるのか、安全・安心はどのように担保されるのかについて、皆様に御説明するために、調査を実施する必要がありますと考えており、皆様の御理解と御協力をいただきたいと考えております。

調査については、大きく二種類の作業を行おうと考えております。一つ目は、現地を歩いて、地形や地質を過去のデータと照らし合わせながら概要を調査する現地踏査であります。二つ目は、実際に土地に穴を掘って、地盤の安全性や地下水の高さを確認するボーリング調査であります。ボーリング調査の際には、穴を掘ることについて、地権者の御了解を得るためにあらかじめ御相談させていただくことになります。調査結果については、できるだけ早く取りまとめ、途中経過も相談させていただきながら、皆様に施設の青写真をお示しさせていただくことを考えております。

具体的な内容について、配付いたしました資料に基づいて説明いたします。

環境省：中間貯蔵施設の調査について、配付資料に基づき説明いたします。

まずは、パンフレット「中間貯蔵施設の調査について」を御覧いただきますようお願いいたします。

3頁目を御覧ください。「はじめに」に記載しておりますとおり、中間貯蔵施設は、福島県内で除染に伴い発生した土や廃棄物などを、最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管するための施設でございます。

4頁目を御覧ください。施設に貯蔵するものについては、大きく2つになります。一つは、仮置場などに保管されている、除染に伴い発生した土や廃棄物であり、貯蔵するものの大部分はこちらに該当すると考えております。もう一つは、1kg当たり10万ベクレルを超える放射能濃度の焼却灰などです。可燃物すなわち燃えるものは可能な限り焼却し、焼却灰にしてから貯蔵する予定です。この頁の一番下にありますとおり、いずれのものについても、貯蔵する物は、福島県内で発生したもののみに限ることとなります。

頁を1枚おめくりください。6頁目の一番上に記載しておりますが、中間貯蔵施設の大きさの想定は、約1500万から2800万立方メートルと考えております。中間貯蔵施設は様々な機能を持つ施設が集まったものとなります。現時点では、①貯蔵施設、②受入・分別施設、③減容化施設、④常時モニタリング施設、⑤研究等施設、⑥情報公開センター

の6つを想定しています。図の方に④は示されておりませんが、施設の中の様々な場所に配置することになると考えております。いずれにせよ、施設は、復興のお役に立てるよう、住民の皆様とも議論をしながら検討してまいりたいと考えております。

頁を1枚おめくりください。7頁、8頁には、調査についての説明を記載させていただいております。施設の具体的なイメージを作っていくには調査によって基本的情報を得る必要があると考えており、まずは、調査の実施について、皆様の御理解・御協力をいただきたいと思いますと考えております。

頁を1枚おめくりください。9頁からは調査の候補地選定の考え方を紹介しております。まずは、左上の四角囲みに記載してありますとおり、①必要な敷地面積の確保、②土壌や廃棄物が大量に発生する地域からの近さ、③主要幹線道路へのアクセス、④断層、軟弱地盤などを避ける、⑤河川の流れの変更などの最小限化の5つの観点を踏まえ、下の四角囲みですが、①双葉町の福島第一原子力発電所北側、②大熊町の福島第一原子力発電所南側、③楡葉町の福島第二原子力発電所南側の3箇所に施設の設置を検討しており、これまで福島県及び双葉郡8町村に御説明をさせていただきました。

この中から対象となる調査候補地として、①谷地形や大地・丘陵地など元々の地形の有効活用、②既存施設の活用、③防波堤を作るなどによって、防災にも資する箇所の活用の3つの要件を考慮し、既存のデータを活用して10頁目の図のように調査の候補地を選定いたしました。このうち、双葉町については、①と②の二つが該当します。

しかしながら、10頁目の真ん中からやや下にある※印のとおり、この赤丸印はあくまで大まかな範囲を示したものであり、この範囲の中に限らず、幅広く周辺を調査することも想定しております。

頁を1枚おめくりください。11頁目には、それぞれの調査候補地について、選定理由を記載しております。双葉町については、地下水位が低い、造成済みの土地で工事が容易、工業団地などの既存施設が活用できるといった理由で調査候補地として選定させていただきました。

12頁目ですが、調査については、①施設の設計・設置の具体化のため、②環境への影響を評価するため、③安全な搬入のための3つの目的を踏まえ必要な項目について行うこととさせていただきたいと考えております。

調査項目については、全体としては、表に記載しているとおり、大きく6つの項目を考えております。まず、施設の設計・設置の具体化のため、現地踏査を行い、その結果を踏まえてボーリング調査を行います。そのほか、作業員の健康管理や地域の皆様への影響を評価するためにも線量の測定を行い、盛土試験も行います。更に、環境への影響を評価するため環境調査を行い、安全な搬入のために交通量調査・道路状況調査を行う予定です。

頁を1枚おめくりください。ここからは、調査の結果を踏まえ検討してまいりたいと考えている、安全対策をどの様に取りっていくのか説明いたします。具体的には、施設の安全対策は、①施設の安全設計、②運転時の安全確保、③地震・津波への対応、④環境モニタ

リング、⑤安全な操業、⑥緊急時対策（災害、事故）、⑦地域とのコミュニケーション・情報公開の7つのポイントから安全確保をしてみたいと考えております。

頁を1枚おめくりください。現段階でどのような安全対策を取ること考えているか、御説明申し上げます。まず、ポイント①の施設の安全設計ですが、放射線の遮蔽や放射性物質の悲惨・流出防止に必要な構造にするためにはどうしたらよいか今後、考えてまいります。次の頁のポイント②運搬時の安全確保ですが、放射線の遮へいや放射性物質の飛散・流出防止に必要な容器や車両の利用などによって、安全に運搬を行うことを検討してまいります。ポイント③地震・津波への対応ですが、地震や津波を適切に想定し、施設の安全について必要な対策を検討してまいります。17頁目を御覧ください。ポイント④環境モニタリングですが、地域の皆様の安全を継続して確認してまいります。ポイント⑤安全な操業ですが、安全な操業を行うために管理・教育をどうしたらよいかを今後検討してまいります。18頁目を御覧ください。ポイント⑥緊急時対策（災害、事故）ですが、災害・事故など緊急時に備え、必要な事前の準備・対応をどのようにすればよいか検討してまいります。最後に、ポイント⑦ 地域とのコミュニケーション、情報公開ですが、地域とのコミュニケーションや情報公開を積極的に図り、地域の皆様に安心していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

頁を1枚おめくりください。19頁目には、今後の進め方について記載いたしました。平成23年から除染や仮置き場への搬入・管理がされておりますが、平成27年1月には中間貯蔵施設への搬入を開始し、貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分を完了させる予定でございます。最終処分に向けては、貯蔵するものが大量になりますことから、放射性物資の効果的な分離などに関する技術の発展によるところが大きいと考えております。このため、現在はこのような技術の研究開発・評価に努めることとしております。

次に、もう一つの資料でございます、「中間貯蔵施設に関する現地調査の概要」を御覧ください。1頁目の1ポツですが、繰り返しになりますが、現地調査の目的について改めて記載しております。現地調査は、施設の設置検討を行うために必要なデータを現地にて取得することを目的として実施いたします。本資料では、調査内容を、大きく2種類、「現地踏査・ボーリング調査」と「環境調査」に分けて記載しております。

2ポツからは、「現地踏査とボーリング調査」の内容について記載しております。（1）の表1に記載の通り、現地踏査は、調査員が調査区域の周辺を実際に歩いて、地表に露出している地質の状況や、水みち、道路、建物の状況を把握いたします。また、ボーリング調査では、地質、地下水位、地盤の硬さを把握するために、ボーリングの機械で穴を掘る調査を行います。また、その過程で、室内試験の試料となる土壌を採取します。

（2）数量、期間等ですが、2頁目の一番上の表を御覧ください。現地踏査は調査区域周辺を幅広く踏査いたしますが、概ね3週間の期間を見込んでおります。ボーリング調査は双葉町内で十箇所程度を予定しており、全体として、約6週間の期間を見込んでおります。地下水位観測さらには、表の下にある※印にあります、地下水及び河川水の放射線量

観測を観測井設置完了後など準備ができ次第、調査期間中継続的に実施します。

(3) 現地踏査ですが、現地踏査は、一番下の写真の左のような形で踏査を行います。場合によっては、私有地への立入りが必要な場合もありますので、その場合は、事前に該当する地権者の御了解をいただいた上で実施する予定です。

(4) ボーリング調査については、一番下の写真のうち、真ん中の写真のような形で調査を行います。3頁目には、関係する調査機器の概要図を記載させていただきました。

4頁目を御覧ください。②借用面積ですが、ボーリング調査では1箇所につき、約5m×10mの土地を借用させていただきます。また、河川水の観測では、約5m×5mの土地を借用させていただきたいと考えております。また、調査後は、⑤返却時の原形復旧に記載のとおり、原形に復旧いたします。一部ボーリング調査終了後に地下水観測井として、使用させていただく穴もございます。

(5) 現地踏査・ボーリング調査の範囲を御覧ください。ボーリング調査地点は、現地踏査の結果を踏まえ、確定する予定としております。

5頁目からは、環境調査の内容について記載しております。環境調査は、(1)の表3に記載のとおり、大気、水質、土壌、動植物、景観など、調査区域とその周辺の環境の状態について調査するものです。

(2) 試料採取等に記載しておりますが、調査の際、私有地への立入りが必要な場合については、事前に該当する地権者の御了解をいただいた上で実施させていただく予定です。

6頁目から7頁目には、環境調査で使用する機器の概要についてお示ししております。

8頁目一番上の②調査区域ですが、環境調査の範囲や地点も、まずは現地踏査の結果を踏まえて確定する予定でございます。

4. 届出・許可申請についてですが、調査の実施について、あらかじめ届出・許可手続きが必要な場合は、手続きをきちんと行って調査を実施する旨を記載しております。調査は、可能な限り公道、公有地で実施しようと考えておりますが、民有地で実施する必要がある調査については、事前に地権者の御了解をいただいた上で実施する予定でございます。

5. 現地調査において配慮する事項ですが、現地調査では、調査期間中、現地入りする場合は、あらかじめ町役場に御連絡すること、事故・災害・トラブルの防止対策を徹底すること、環境省職員が現地を巡回すること、調査員は調査中であることを示すものを用意することなどを配慮して、実施させていただく予定です。

長くなりましたが、これで中間貯蔵施設の現地調査に係る御説明を終わります。